

令和 8 年度生成 AI 実践講習企画運営業務
業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度生成 AI 実践講習企画運営業務

2 目的

昨今、生成 AI の技術を活用した既存事業の効率化や高度化が未だかつてないほど急速に進展している。このような状況の中、各企業においては、競争力の維持・強化のために生成 AI の活用を進める必要性が高まっている。

各企業が生成 AI の活用を推進するためには、企業内に生成 AI に関する知識と活用スキルを有し、その活用を社内で推進できる人材が必要となる。

和歌山県では、生成 AI をビジネスで活用する上で必要となる知識及びスキルを習得するための講習を開催することで、県内企業の DX 担当者が生成 AI に関する特性を理解し、自社の DX 実現に向けた生成 AI の活用方法を検討することで、県内企業における DX の実現を促進する。

3 委託業務期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日まで

4 予算上限額

5, 500, 000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務内容

(1) 生成 AI 実践講習の開催

社内で生成 AI を活用・推進できる人材の育成を図るため、生成 AI に関するリテラシー及び活用スキルを座学で養うとともに、ワークショップ形式でカスタムプロンプトの開発について学ぶことができる講習を企画し、運営すること。また、これらに附随する一連の業務を実施すること。

なお、講習の開催に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。また、内容については、県と協議の上、決定すること。

① 開催回数

3 回

紀北及び紀南の共同開催：1 回

紀北及び紀南の個別開催：各 1 回

② 開催時期

令和 8 年 10～11 月頃

③ 受講者募集時期

令和 8 年 7～9 月頃

④ 開催形式

共同開催：オンライン形式

個別開催：対面形式

※ 開催に当たり必要となる機材等は、すべて受託者側で手配すること。

⑤ 開催場所(対面形式)

紀北：和歌山市内

紀南：田辺市内

⑥ 講習時間

3 時間程度

⑦ 受講対象者

以下の人手不足分野(対象業種)に該当する県内企業の DX 担当者

対象業種：製造業、情報通信業、卸・小売業、宿泊・サービス業、建設業、運輸業、
医療・福祉

⑧ 募集人数

共同開催：60 名

個別開催：各 30 名程度(共同開催の参加者が参加するものとする。)

⑨ 講習内容

講習の企画に当たっては、次に掲げる事項を盛り込むこと。

ア 共同開催(座学)

(ア) 生成 AI に関する基本的事項の解説

生成 AI に関する基礎的知識や最新トレンド等について解説を行うこと。

(イ) 組織導入のための環境整備に関する解説

生成 AI を利用する上で必要となるガイドライン策定やセキュリティリスク対策について解説を行うこと。

イ 個別開催(ワークショップ)

(ア) 自社業務の棚卸及び生成 AI 活用可否診断

受講者の業務を棚卸した上で、生成 AI による業務効率化ポテンシャルを診断し、どの業務において生成 AI を活用すべきか特定を行うこと。

(イ) プロンプトの開発

上記(ア)で、生成 AI の活用が適していると診断された業務において、より実践的なプロンプトの開発ができるようにすること。

なお、プロンプトの開発に当たっては、自社の業務データを活用できる環境にある受講者については、自社の業務データを活用したケーススタディを実施し、

自社の業務データを活用できる環境にない受講者については、受託者が用意するデータを活用したケーススタディを実施できるようにすること。

ウ その他

講習以外において、宿題を課したり、Eラーニングを活用したりするなど、受講者の理解度を高める内容を盛り込むことは可能とする。

⑩ 広報

講習の開催を県内企業に周知するため、チラシ等の広報資材を作成の上、積極的に広報を行うこと。

⑪ その他

受講料については、徴収しないこと。

(2) 成果報告会の開催

講習後の受講者フォローアップ及び受講者間のコミュニティ形成を図るため、受講者が自社に持ち帰り実施した業務改善等の取組事例について発表を行う成果報告会を企画し、運営すること。また、これらに附随する一連の業務を実施すること。

なお、成果報告会の開催に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。また、内容については、県と協議の上、決定すること。

① 開催回数

1回

※ 紀北及び紀南の共同開催

② 開催時期

令和8年12月～令和9年1月頃

③ 開催形式

オンライン形式

※ 開催に当たり必要となる機材等は、すべて受託者側で手配すること。

④ 講習時間

3時間程度

⑤ 受講対象者

上記5(1)の受講者

⑥ 講習内容

成果報告会の企画に当たっては、次に掲げる事項を盛り込むこと。

ア 受講者による成果報告

上記5(1)受講後、自社に持ち帰り実施した生成AIに関する取組事例について受講者が報告を行い、受講者同士での学びの場を提供すること。また、受講者の報告に対して改善のための助言を行うなど、フォローアップを行うこと。

イ 受講者間での意見交換

受講者の報告を踏まえ、受講者間で意見交換を行い、コミュニティ作りができる

場を提供すること。

⑦ 広報

上記5(1)の広報資材に内容を盛り込むこと。

⑧ その他

受講料については、徴収しないこと。

6 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費(電車代、タクシー代等)

(3) 印刷製本費

テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費(電話代、郵送代等)

(6) 再委託費

事業の一部を再委託する場合の経費

(7) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(9) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

7 成果報告物の納品

本業務が完了した際には、次のとおり成果報告物を提出すること。

なお、成果報告物の内容については、県と協議の上、決定すること。

(1) 提出書類

① 「5 業務内容」に関する実績報告書

② 本業務委託経費収支予算書及び支出明細書

③ その他、県が指示する資料

- (2) 提出先
和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課
- (3) 提出期限
令和9年2月28日

8 個人情報保護

業務を遂行する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令遵守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、関係者等に対し、メールによる連絡を行う場合は、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう、BCC機能により送信するなど、個人情報の流出防止に万全を期すこと。

9 機密保持等

- (1) 本業務を遂行するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。

なお、この項目については、上記2の委託期間終了後においても同様とする。

10 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権(著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。)は、すべて県に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物(写真等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に関する権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

11 その他留意事項

- (1) 受託者は、県と連絡を密に取り、その指示に従うこととし、業務を遂行すること。また、疑義が生じた場合には、速やかに県に連絡し、指示を受けること。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たり、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
なお、本仕様書に記載のない事項については、県と協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗に関して、県に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 本事業実施に当たり、やむを得ない事情等により、使用内容に大幅な変更が生じた場

合は、県と協議の上、契約変更を行うものとする。

- (5) 本業務に係る経費は証拠書類に基づき清算するため、証拠書類については適正に保管すること。